No.	内容	回答
1	本店登記は杉並区内ですが、事業実態(営業実態) は杉並区内にはありません。対象になりますか。	今回の助成金は、杉並区内に事業実態(営業実態)があることが条件になりますので、登記のみ杉並区内の場合は対象外となります。
2	杉並区内のバーチャルオフィスの所在地に本店登 記があります。対象になりますか。	杉並区内に事業実態(営業実態)があることが条件になりますので、バーチャルオフィス(本店登記)のみ杉並区内であれば、対象外となります。ただし、杉並区内のバーチャルオフィスの所在地に本店登記を有しており、事務所等の事業実態も杉並区内にある場合は対象となります。
3	東京信用保証協会の保証対象業種とは何ですか。	東京信用保証協会の保証対象業種については、以下 URL をご確認ください。 URL:ご利用いただける中小企業とは(東京信用保証協 会 HP)
4	自宅で事業を行っていますが、商店街の区域内でした。加盟は必須ですか。	自宅であっても、区域内であれば原則加盟が必須となります。商店街の加盟要件に当てはまらない等回答された場合は、ご相談ください。 ※回答については、商店街に確認する場合がございます。
5	創業日はどの日を基準にしますか。	【法人の場合】 「登記事項全部証明書」及び「法人届出設立書」の会社 設立の年月日。 【個人の場合】 原則として、「個人事業の開業・廃業届出書」の開業日で す。ただし、開業日の記載がない場合は、税務署への提 出日。
6	杉並区外で創業しましたが、その後杉並区内に移 転しました。対象になりますか。	杉並区外で創業した日が「対象となる創業日」の期間であり、杉並区内へ移転した手続きをされた方は対象となります。申請する際に、法人の場合は移転手続き後の「登記事項全部証明書」(原本)、個人事業主の場合は創業時と移転手続き後の「個人事業の開業届出書」(コピー)をご提出ください。 杉並区外で創業した日が「対象となる創業日」の期間外の場合は、対象外です。
7	数年前に開業届を提出しましたが、事情により現在 まで事業を行わず、最近事業を開始(開店)しました、対象になりますか。	創業日は「No.5」となるため、対象外です。
8	杉並区内のシェアオフィスの所在地で開業届を提出 しました。対象になりますか。	事業所家賃助成は対象外です。 杉並区内のシェアオフィスで開業届を提出し、杉並区内 で事業を営んでいる場合は、ホームページ等作成助成 の対象となります。
9	賃貸借契約をまだ締結していないのですが、賃貸借 契約書以外を先に提出してもいいですか。	募集要項に記載している提出書類がすべて揃いました ら、ご提出ください。 書類が不足している場合は、受付できませんのでご注意 ください。
10	自宅マンションの隣室を事務所として使用する予定 です。事業所家賃助成は対象になりますか。	事業用として賃貸借契約を締結した場合は対象となります。住居と兼用の場合は対象外です。

No.	内容	回答
11	元々自宅用として賃貸借契約を結んでいた場所を 事業所として使用する予定です。対象になります か。	事業用で賃貸借契約を締結している場合のみ対象となります。自宅用契約の契約変更等を行い、事業用として賃貸借契約を締結した場合は対象となりますが、契約等がそのままの場合は対象外となります。
12	申請者とは別の人が賃貸借契約を締結した場合、事業所家賃助成は対象になりますか。	契約者は以下の名義の場合のみ対象となります。 【法人の場合】 ・法人名称 ・代表者 【個人の場合】 ・申請者本人
13	賃料の中に水道・光熱費、ネット使用料も含まれています。対象になりますか。	水道・光熱費、ネット使用料等の経費は対象外となります。賃料以外の諸経費の内訳が分かる場合は、賃料のみ対象となります。その際は、賃料がわかる賃貸借契約書のページ以外にも、諸経費の内訳が分かる書類が必要となります。
14	事業所家賃助成の助成月額には、消費税は含まれますか。	消費税も含んだ金額で算出してください。
15	賃貸借契約書はすべてのページを提出しなければ いけませんか。	原則、以下の内容が確認できるページをご提出ください。 ・対象物件の所在地 ・使用目的 ・賃料等、月額合計 ・支払方法及び支払期限 ・賃貸人及び賃借人の署名、捺印
16	ホームページ等作成助成の対象経費には消費税は 含まれますか。	消費税も含んだ金額で算出してください。
17	ホームページ委託料の中に、ランニングコストが含まれています。対象になりますか。	ランニングコスト(例:サーバーレンタル費等)は、対象外となります。ホームページ作成にかかる費用とランニングコストの内訳が分かる書類をご提出ください。内訳が分かる書類がない場合は対象外となる場合がございます。
18	交付申請書に記入した完成予定日を過ぎてしまい そうです。問題ないですか。	問題ございません。ただし、当該年度の3月31日までにホームページを公開し、実績報告書をご提出ください。
19	交付申請時に提出していた見積書の金額よりも、実際の支払い金額が増額しました。助成金は増額になりますか。	交付申請の際にご提出いただいた見積書を根拠として、 助成金額(上限)を算出しているため、増額部分は対象 外となります。実際に支払った金額が増額した場合、助 成金額は増額になりませんので、ご注意ください。
20	交付申請時に提出していた見積書の金額よりも、実際支払い金額が減額しました。助成金は減額になりますか。	実際に支払った金額の3分の2(千円未満切捨て)となる ため、減額となります。
21	当初予定していた委託先ではなく、別の委託先に作成してもらっても対象になりますか。	対象になりますが、対象外経費等含まれていた場合は、 対象経費のみで助成金額を算出しますので、ご注意くだ さい。また、交付決定金額が助成金の上限になりますの で、増額になった部分は対象外となります。